〇 主文

原告らの請求をいずれも棄却する。 訴訟費用は原告らの負担とする。

第一 当事者の求めた裁判

原告ら

「被告が公正取引委員会昭和四九年勧第六号私的独占の禁止及び公正取引の確保に 関する法律違反事件につき昭和四九年二月二二日にした審決を取り消す。訴訟費用 は被告の負担とする。」との判決

二 被告

「原告らの訴をいずれも却下する。訴訟費用は原告らの負担とする。」との判決 本案につき (\square)

主文と同旨の判決

第二 当事者の主張

原告ら

請求の原因

1、被告は昭和四九年二月五日原告らを含む石油製品の元売業者一二社に対し私的 独占及び公正取引の確保に関する法律(以下独占禁止法という。)違反の行為があ るとし、公正取引委員会昭和四九年勧第六号独占禁止法違反事件として、同法四八 条一項により別紙(一)記載のとおりの勧告をし、原告らが右の勧告を応諾したところ、被告は同月二二日同条三項により別紙(二)記載のとおりの審決をし、原告 らはその頃その審決書の謄本の送達を受けた。

2、しかしながら、右審決には以下に述べるような違法があるので取消を免れな い。

(1)応諾に関する瑕疵

(i)応諾の無効

本件審決は被告の勧告に対し原告らのした応諾を前提とするものであるところ、原 告らの応諾は無効である。すなわち、原告らは、後記のとおりなんら独占禁止法違 反の行為をしていなかつたので、本件勧告書の主文に記載された排除措置について はもとより、その理由中に右の排除措置と無関係な幾多の独占禁止法違反の事実が 摘示されていることにつき大いに不満があり、その応諾を拒否する意向であつた 当時原告らを含む石油業界は一部心ない者の発言である諸悪の根源というよう な作られた社会的非難を受け、その対策に苦慮中であつて、勧告を拒否し正式審判 手続によつて争うことは更に非難の増加を招くおそれがあり、また、通商産業省も 早急の応諾を強く希望しており、他面、原告らは、従来の行政慣行から、本件勧告を応諾すれば、事件は平穏裡に落着し、これ以上の追求を受けることは絶無であると確信していたのみでなく、独占禁止法の専門家からもこれを裏付ける有力な助言 があり、かつまた、国税犯則取締法一四条による通告処分を履行した者は同法一六 条により刑事訴追を受けないこととなつている例もあることから、原告らは遂に本 件応諾に踏み切つたのである。しかるに、被告は原告らが応諾した直後に同月一五 日付をもつて本件勧告書記載の違反事実につぎ原告らを含む石油元売一二社及びそ の責任者に対し独占禁止法七三条により告発をしたのであつて、被告が敢えて告発をするなどということは原告らの夢想だにしなかつたところであり、従つて、被告が告発をするというのであれば、原告らは、本件勧告を応諾することなく、審判手 続の開始を受け、あくまで違反事実の存在について抗争したはずである。被告は、 この間の消息を知悉し、かつ、本件勧告前からすでに告発をする意図のもとに捜査 を遂げていながら、原告らに対し殊更にこれを秘して勧告を試み、その応諾を得る や時を移さず、右の告発に及んだのである。

更に、原告らは、本件応諾にあたり、単に本件勧告書主文に記載された排除措置をとることを承諾したに過ぎず、その前提となる事実及び法令の適用までも認めたわけではなく、また、その周知徹底の方法につき自ら合理的と思料する文案に対し、 当然被告の承認が得られるものと信じていたところ、被告は、原告らの承認申請に 対し、これを拒否して、右の事実及び法令の適用を認める趣旨の文案を一方的に作 成し、それ以外は一切承認しない旨言明しているのであつて、このようなことは原 告らの全く予期しなかつたところである。

そして、右の原告らの誤信は、被告においてこれを知悉しているものであるか、少 くとも一般にこれを推測できたものといいうるから、原告らの本件応諾の意思表示 は、その要素に錯誤があり、無効といわなければならない。 従つて、本件審決はその前提を欠くものとして違法である。

応諾の撤回 (i i)

被告の勧告に対する応諾は勧告審決の確定に至るまで撤回しうるものである。すな

独占禁止法四八条三項は被告に対し勧告と同趣旨の審決をなすべき義務を課してい るわけではなく、応諾がなされたのち事情の変更により勧告と同趣旨の審決がなされない場合もありうるのであつて(例えば同法四九条参照)、被勧告人としては応諾したのち果して勧告と同趣旨の審決がなされるかどうか予想できないところであ るから、右の審決を受けたのちこれに不服のときはいつでも応諾を撤回して争うこ とができるとするのが当然であり、また、勧告審決にあつては正式の審判手続によ る違反事実の認定が行われていないのであるから、被勧告人に自由な応諾の撤回を 許し正式の審判手続による事実認定を受ける機会を与えるべきであつて、従つて、 被勧告人は審決取消訴訟の事実審の口頭弁論終結時に至るまで自由に応諾を撤回す ることができるものと解すべきであるから、原告らは本訴において本件応諾を撤回 する。

のみならず、原告らは、本件勧告書主文の第一項で「石油製品の販売価格の引上げ に関する決定を破棄すること」とされた勧告事項につき、被告の承認のもとにその 周知徹底の方法をとることを前提として、これを応諾したのであるが、その後被告 に対し右の周知徹底の方法につき承認の申請をしたところ、被告は、これを拒否して、「石油製品の販売価格をそれぞれ引き上げることを決定し、実施したことが独占禁止法に違反するので破棄せよとの公正取引委員会の審決を受けました」との文 案を示し、これ以外は一切承認しない旨を明らかにしているのであつて、右の「実施した」との部分は本件勧告の内容となつておらず、その範囲を逸脱したものであ るから、原告らにおいて到底容認できないところであり、周知徹底の方法につき被 告の承認を得られることについて正当の事由があるものとして、原告らの右応諾の 撤回が許さるべきであることは当然である。 従つて、本件審決は、結局その前提を欠くこととなり、違法といわなければならな

い。

(2) 審決に至る手続に関する瑕疵

(i) 勧告前の調査の不公正

被告が独占禁止法違反の行為があると認めて「適当な措置」をとるべきことを違反 行為者に勧告するに当つては、右違反事実の認定につき恣意、独断に陥ることな く、信義誠実の原則に従い十分な調査を尺くすべきであるところ、原告 t 株式会社

従つて、本件審決は著しく手続的公正を欠くものとして違法といわなければならな い。

(ii)勧告審決手続採用の違法

(イ) 正式審決の制度(独占禁止法五四条)は、同法違反の事実が複雑かつ重大でその影響するところが多方面に及ぶ場合や、被審人が違反事実を争う場合に、事 件を審判手続に付し、公開の審判廷において被審人をして十分に防禦手段を尽くさ せたのち証拠に基づき違反事実の存否を確定するものであつて、その審決は司法審査との関係においては第一審の裁判の機能を有するばかりでなく、その認定した違 法事実は実質的証拠の裏付がある限り実質上の第二審である東京高等裁判所を拘束 するものであるのに対し、勧告審決の制度(同法四八条]は、違反事実が比較的軽微、明白であつて、勧告による排除措置が履行されれば法の目的とする秩序の維持が可能であると認められる場合に、違反行為者に対し一定の勧告をし、その応諾があれば、右の審判手続を経ることなく勧告と同趣旨の審決をすることにより、事件 の簡易迅速な決着を意図するものである。

ところで、独占禁止法は、被告に対し告発の義務を課するとともに(同法七三 特定の違反事実に関する罪については右の告発を待つて論ずるものとしてい るが(同法九六条)、これは、違反事実が極めて重大で他に影響するところが大で ある場合とか、事案が悪質なものである場合等においては、正式審決により違反事 実を認定してその排除措置を命ずるほか違反行為者に対し刑罰をもつて臨むのでなければ法の目的とする秩序の維持が困難であるとの考慮に基づくものにほかならず、このような制度の趣旨に鑑みれば、告発は重大または悪質な違反行為の存在が相当の確実性をもつて認められるべきものであることは当然である。従つて、告発制度と勧告審決制度とは両立しえない相反する性格を有するものととて、その同時併用は許されず、換言すれば、被告において公共の利益を考慮し告発を取行した以上、その対象とされている違反事実につき、正式審決の手続により、という簡易な手続き、ない、なるを選び、被告発人から第一審的審判の機会を奪うことは

到底許されないところである。 しかるに、前述のとおり被告は原告らを告発しながら、敢えて勧告審決の手続を採 用しているのであるから、この点において、本件審決には、裁量権の範囲を逸脱 し、または独占禁止法四九条の趣旨ないし憲法三一条の精神に反する違法がある。

(ロ) 独占禁止法施行以来今日に至るまで約三〇年の間になされた勧告審決はおそらく数百件に及ぶものと思われるところ、勧告を応諾した者に対し同一違反事実につき被告より告発がなされた例は一件も見当らないのであつて、このような被告の運用、取扱は行政慣行として定着しているものというべきであり、これは長年に亘つて反覆、継続的な慣行として集積されたものであつて、一般人は、国税犯則取締法一四条、一六条の例もあることから、右の取扱がなされることにつき法的確信を有するに至つていると認められるので、まさに慣習法となつているものといわなければならない。

仮に右の慣行が慣習法と認められないとしても、長年の間行政慣行として行われてきたものであるから、法的安定性を維持し、また、これを信頼した者を危殆に陥らしめないよう、これに従うのが条理にかなうものというべきである。 従つて、被告が原告らを告発しながら本件勧告審決に及んだのは慣習法である行政

使つて、被告が原告らを告発しなから本件勧告番決に及んだのは慎省法でも 先例法または条理に違反し、違法といわなければならない。

(ハ) 原告らが本件勧告を応諾し、被告が原告らを告発した事情についてはすでに述べたとおりであるが、これは、被告が、原告らの窮状と応諾による事件の早期円満な落着への期待を逆用して、原告らの応諾を勧誘し、もつて告発を有利に展開しようと企図したものにほかならず、このような一連の措置に基づいてなされた本件審決は、行政法におけるクリーン・ハンドの原則ないし信義誠実の原則に著しく反するのみでなく、勧告審決の手続を本来の目的以外の告発という別個の目的遂行の手段としているのであつて(いわゆる他事考慮)、裁量権の正当な範囲を逸脱したものであり、更には憲法三一条の精神にも反し、違法、違憲のものといわなければならない。

(3) 審決自体の瑕疵

(i) 違反行為の不存在

原告らが本件勧告書に記載されたような石油製品の販売価格の値上げ決定を行つた事実はなく、仮に右のような決定を行つているものとして、それが決定参加者も拘束力を有するものでなければ独占禁止法二条六項にいう不当な取引制限にあたいと解すべきところ、原告らは、全く右の決定に拘束されることなく、にこれと異なる販売価格の引上げを実施してきたのであるから、右の決定はいわらる不当な取引制限に該当せず、なんら同法三条に違反するものではない。特発主のいてもその全量を原告P4株式会社に対し日銀卸売物価指数に基づく価格であるであるから、右の油種に関する限り他の業者と協定してその販売価格のしているのであるから、右の油種に関する限り他の業者と協定してその販売価格に違反行為(すなわち不当な取引制限)が存在するものとしてなされた本件審決は違法といわなければならない。

(1) 実質的証拠の欠缺

本件審決は、原告らに独占禁止法違反の事実があるとし、これを基礎としているものである。しかし、本件においては右審決の基礎となつた事実を立証する実質的な証拠がない。勧告に対する応諾により原告らは違反事実を自認したものではないから、勧告審決に対する取消訴訟においても、原告らがその事実を争う限り、被告はこれが実質的証拠により証明されている所以を主張すべきであつて、被告が、これに対応すべき事件記録が存在しなから、その必要がないと主張するのは、本末を顛倒した議論にほかならない。

(iii) 事実認定の違法

勧告審決の制度にあつては、違反事実につき被勧告人の自認があるわけでなく、正式審決におけると異なり、審判手続による証拠調も行われず、事実確定の手続は予定されていないのであるから、被告は事実認定の権限を有しないといわざるなえず、仮に事実認定が許されるとしても、勧告審決は違反行為の排除措置を主たる目的とするものであるから、その前提となる事実の認定は右の目的の達成に必要な範囲内、すなわち当該排除措置の基礎となる違反事実に限られるものというべきである。

しかるに、本件審決は、その理由中において、主文に記載された排除措置の基礎となる違反行為のほか多くの違反行為を認定し、更に法令の適用を示しているのであって、かくては、審決に記載された事実の認定が慎重な配慮のもとになされる保障もなく、また、それがいかなる証拠に基づき、どのような経過でなされたかにつき事後審査の途もないまま、被勧告人の自由を制限する処分がなされることとなり、独占禁止法の趣旨に反し、憲法三一条の精神に反することは明らかである。この意味において本件審決は違法・違憲たるを免れない。(iv) 事実摘示の不

この息味において本件番次は遅法・遅恵にるる 備

制告審決には勧告の前提とされた違反行為につぎその要件事実が摘示されていなければたらないと解すべきところ、石油製品はその油種毎に流通過程を異にし、その取引分野を異にしているのであるから、右の事実摘示は何人の何人に対する取引分野(例えば、元売業者の小売業者である特約店に対する取引分野であるとか、または、直接需要者に対する取引分野であるとか)における販売価格の引上げ決定であるかを明示すべきである。

しかるに、本件審決は、その違反事実の摘示において石油製品の販売競争が制限された右の取引分野を明示していないから、法の定める要件事実の記載を欠くものとして違法である。

(v) 主文の不特定

審決は被告が準司法機関として行う一種の裁判にほかならないから、当該審決において被勧告人ないし被審人に命ずる排除措置の内容は客観的に特定していることを絶対的要件とすることは自明のことであつて、このことは、また、排除措置を命る審決が被勧告人ないし被審人に公法上の義務を課する行政処分の性質を有するものであり、しかも、その義務の不履行は過料または刑罰による制裁を伴うものであるから(独占禁止法九七条、九〇条)、事柄の性質上、更には罪刑法定主義の見地からも当然要請されるところである。そして、このような審決にあつては、当該審決自体において、排除措置の具体的内容につき直接これを確定しているか、もしる、間接にこれを確定しうべき基準ないし手続を示していることを要するものである。

しかるに、本件審決は、主文第二項において「周知徹底の方法についてはあらかじめ被告の承認を受けなければならない」とし、更に同第三項において「石油製品の販売価格等を被告の指示するところに従い被告に報告しなければならない」とするのみであつて、右の周知徹底の方法及び報告につき、具体的内容は勿論、そのよるべき基準もなんら示しておらず、その具体的内容の決定を被告の自由な承認または指示に委ねているのであるから、周知徹底の方法及び報告の内容はいわば白地的なものに過ぎず、ほとんどこれを定めないのと選ぶところがなく、不明確、不特定であるといわなければならない。

従つて、本件審決の主文第二、第三項はその内容において不特定なものとして違法であり、そして右の周知徹底の方法及び報告は本件審決の中核をなすものであるから、右の違法は本件審決主文の全体を違法とするというべきである。

(vi) 応諾範囲の逸脱

およそ審決における排除措置に関する主文の内容がその認定した違反事実に対し相当なものでなければならないことは当然であり、また、原告らは本件勧告書の主文に示されたところに従つて周知徹底の方法をとることを条件として本件応諾に及んだものであるが、前述のとおり本件審決の主文第二項によれば、右の周知徹底の方法の具体的内容はいわば白地的に被告の自由な、しかも一方的な恣意による決定に委ねられているというのであつて、このようなことは原告らの予想しなかつたところであるから、本件審決の主文第二項は相当な範囲または応諾の範囲を逸脱した違法のものである。

また、勧告審決における応諾の性質は、勧告書の主文に従つて排除措置をとることに応ずる旨の意思表示にすぎず、被告の認定した事実や法令の適用に対する応答を含むものでないと解すべきである。原告らのなした本件応諾も単に本件勧告書の主

文第一項の抽象的な排除措置をとることにあつたところ、被告が同主文第二項に基づく周知徹底の方法の具体的内容として原告らに提示した前記文案によると本件応諾の対象外である認定された事実が持ち込まれているのであるから、本件審決の主文第二項はこの点においても違法といわなければならない。

そして、周知徹底の方法は排除措置をとることの中核をなすものであるから、右の 違法は本件審決主文の全体を違法ならしめるものである。

(vii) 違反行為のその後の消滅

本件勧告がなされた当時にあっては、いった場合にあっては、いった当時にあっては、いった場合にある。 を注意しては、いった。 おいた当時にあっては、いった。 では、いった。 でいった。 でいる。 でい。

従つて、本件審決はその前提となる違反行為を欠くものとして違法といわなければならない(なお、行政処分の取消訴訟におけるその違法性判断の基準時は、処分時ではなく、判決時と解するのが相当であつて、殊に勧告審決の前提となる応諾は、独占禁止法五三条の三のいわゆる同意審決におけると異なり、被勧告人において勧告書記載の「事実及び法律の適用」を認めるものではないから、勧告審決に対する司法審査の段階において審決後の基礎たる事実の変更をも考慮して審決の適否を判断すべきは当然である。)。

3 よつて、原告らは本件審決の取消を求める。

(二) 被告の主張に対する反論

本件訴訟の適法性

被告は、勧告審決に対する取消訴訟の提起は審決に客観的に重大かつ明白な瑕疵が存する場合にのみ許されると解すべきところ、原告らの主張する本件審決の堰疵はいずれも右の瑕疵に該当するものとは認められないから、原告らの本件訴はその計算を欠くものとして却下さるべきてあると主張する。しかし、本件審決に被告のいる客観的に重大かつ明白な瑕疵が存するかどうかは、まさに本件訴訟における本案理の対象とされるべきものであり(もつとも、瑕疵が客観的に重大かつ明白であるかどうかは行政処分の無効原因と取消原因とを区別する一基準とされるものをあるが、原告らは前記請求原因において列挙する本件審決の瑕疵が、本件審決を当然無効ならしめるものと主張しているわけではない。)、これと本件訴の訴訟要件である訴の利益の有無とは別個の問題であつて、被告の主張は右の両者を混同した議論である。

そもぞも、原告らは、本件審決の名宛人として、前述のとおり本件審決に従わなければ過料または刑罰による制裁を受けるのであり、また、無過失損害賠償の責任を追求される危険にさらされ(独占禁止法二五条)、更には、命ぜられた排除措置を周知徹底せしめられることにより信用を失うという不利益を被るのであるから、原告らが本件審決の取消を求めるにつき法律上の利益を有し、本件訴の利益があることは明白であつて、これを否定する被告の見解は、憲法三三条、七六条二項の趣旨に背馳するばかりでなく、勧告審決の手続においては審判ないし聴聞の機会が全く与えられていないのであるから、憲法三一条の要請にも反するといわなければならない。

また、被告は、応諾はその性質上審決取消の訴を提起する権利の放棄をも含むと強 弁する。しかし、元来訴権の放棄は憲法三二条に違反し許されないところであるの みならず、既述のとおり応諾の性質は勧告書記載の排除措置をとることに応ずる旨 の意思表示に過ぎず、それ以上のものではないから、これに被告の主張するような 訴権の放棄が含まれるはずがなく、その故にこそ独占禁止法七七条、八五条等は審 決取消の訴訟から勧告審決を除外していないのである。

違反事実存否の審理

前述のとおり、勧告審決の手続にあたつては、違反事実につぎ被勧告人の自認があ るわけでなく、また、審判手続による認定も行われないのであるから、審判手続といういわば第一審的事実認定の手続を経た正式審決の取消訴訟において違反事実の 存否につき実質的証拠の有無を争うことができる以上(独占禁止法八二条)、勧告審決の取消訴訟において違反事実の存在を争うことが許さるべきは当然であつて、 これが許されないとするならば、勧告審決は実質的に終審たる裁判と化し、かくて は、憲法七六条二項に反する結果となり、また、憲法三一条の要請にもとることと もなる。

なお、被告は、勧告審決の取消訴訟において違反事実の存在を争うことが許されな い理由として、正式審決の取消訴訟にあつては、実質的証拠の法則が採用され、被 告より裁判所に送付された事件記録がその争点判断の重要な基礎資材となるのに対 し、勧告審決を争う場合においては、右のような資料となるべき事件記録が存しな いことを挙げている。しかし、独占禁止法七八条は勧告審決の場合にも適用があ り、その取消訴訟の提起があつたときは、裁判所の求めにより被告は当該事件の記 録を送付すべきであつて、右にいう記録とは、勧告審決をなすに至つた被告の諸調査(捜査)活動に基づく調書その他裁判上証拠となる一切のもの(同法四六条、四 七条)を含むと解すべきであるのみならず、被告はその主張の違反事実を立証する に足りる新たな証拠を提出すべきであるから、被告の主張は理由がない。

被告 $(\underline{-})$ 本案前の答弁

独占禁止法違反事件の処理手続において、正式審決が準司法的手続としての慎重な 審判手続を経て行われるのに対し、勧告審決は、被勧告人が勧告書に明示された行 政処分を受けることに同意する旨の意思を表示し、事実につき紛争の生ずるおそれ がないことを前提として、審判手続によらない略式手続により勧告書記載どおりの 処分が行われるものであつて、勧告及び審決という被告の行政行為と被勧告人の応 諾という私人の公法行為とが密接に連続、結合して成立する行政手続であることを

このような行政手続にあつては、法の保障する手続の公正と安定の要請に 従うとともに、他方、行政の能率のための形式的画一明確性の要請に従わなければ ならないから、勧告審決の取消はその手続過程において制度上許容し難い著しい瑕 症の存する場合にのみ許されるところであつて、右の勧告審決制度の趣旨に照らせば、その原因が被告の側にあると被勧告人の側にあるとを問わず、審決に客観的に 重大かつ明白な瑕疵があり、司法救済によるその取消を認めないとすれば、勧告を 応諾した者を回復することのできない深刻かつ重大な損害を与え、著しく正義に反 する特段の事情が存する場合以外は、審決取消の訴は許されないと解すべきであ

しかるに、原告らの主張する本件審決の瑕疵はいずれも右の瑕疵に該当するものと は認められない。

のみならず、応諾の法的性質は、単に勧告書の主文に記載された排除措置等に従う ことを認めるというにとどまるものでなく、右の排除措置等の前提となる違反事実 及び法令の適用についても争わず、かつ、審判手続を経た審決を受けることを放棄 して、応諾の結果行われる勧告と同趣旨の審決についても争わないこと、すなわ ち、司法救済の手続をとることを放棄すること、換言すれば、審決取消の訴を提起 する権利を放棄することをも含むものである。 従って、原告らの本件訴はその利益を欠くものとして却下さるべきである。

- (=)請求の原因に対する答弁

、請求の原因1につき。認める。 2、同2、(1)、iにつき。被告が原告らをその主張の日付で告発したこと(但 し、被告が検事総長に告発書を提出したのは昭和四九年二月一九日である。)及び 原告らより周知徹底の方法につき承認を求める申請がなされ、被告が、原告らに対 その申請にかかる文案を承認できない旨通知するとともに被告において作成し た適当と思料する文案を提示したことを認め、原告らが本件排除措置の前提となる 違反事実を認めるものでなかつたとの点及び被告が、原告らを告発する意図のもと

に捜査を遂げていながら、原告らに対し殊更にこれを秘して勧告を試み、その応諾を得るや時を移さず原告らを告発したとの点を否認し、その余の事実は知らない。3、同2、(1)、(ii)につき。原告らより周知徹底の方法につき承認を求める申請がなされ、被告が、原告らに対し、その申請にかかる文案を承認できない旨通知するとともに被告において作成した適当と思料する文案を提示したことは認め(もつとも、これにつき被告が特に同種類似の事案において通常とつている承認基準と全く異なる基準をもつて臨んだということはない。)。その余の事実は否認する。なお、応諾に基づき勧告審決がなされたのちはもはや応諾の撤回は許されない。

4、同2、(2)、iにつき。否認する。後記のとおり被告は、審査、収集した証拠を慎重に検討した結果、違反事実の証拠が十分であると認めたので、本件勧告に及んだのである。

7、同2、(2)、(i i)、(ハ)につき。否認する。 8、同2、(3)、iにつき。否認する。被告は、独占禁止法四六条により審査、収集した証拠に基づき違反行為の有無を慎重に検討した結果、違反事実の証拠が分であると判断して本件勧告を行い、原告らの応諾が得られたので、右と同趣とおの違反事実を認定し本件審決を行つたものである。もつとも、勧告審決の基礎とされて違反事実の不存在が審決取消の理由とならないことはさきに本案前の答弁にてである。なべたところから明らかであつて、このことは、正式審決の取消訴訟におけてである場合には、実質的証拠の法則が採用され(独占禁止法八〇条、八一条)、被告より裁判所こ送付された事件記録がその争点判断の重要なとで資料となるのに対し(同法七八条)、勧告審決を争う場合にはこのような登場とは、仮に原告である。なお、仮に原告である。

る事件記録が存在しないことに倒しても自身される。なの、仮に原音で株式去社に その主張のようなば特殊事情があつたとしても、同原告が、石油製品の販売を業と しており、本件値上げ決定に加わつている以上、ジェット燃料油及び揮発油の油種 を含む石油製品の八品目につき一体として一個の違反行為が成立するとみるべきで あつて、右の各品目別に違反行為が成立するとみるべきではない。

を含む石油製品の八品目にうさ一体として一個の達及行為が成立するとみるべきであって、右の各品目別に違反行為が成立するとみるべきではない。 9、同2、(3)、(ii)につき。否認する。勧告審決に対する取消の訴においては審決の基礎となった事実が実質的証拠に基づかないことをもつて争うことのできないことはさきに本案前の答弁において主張したところと同一である。

10、同2、(3)、(i i i)につき。本件審決の理由中に本件排除措置の基礎となる違反事実以外の違反事実も記載されていることに認める。しかし、これは単に事情として記載したに過ぎない。

11、同2、(3)、(iv)につき。否認する。

12、同9、(3)、(v)につき。本件審決の主文第二、第三項において、周知徹底の方法につき被告の承認を受け、また、被告の指示するところに従い販売価格等の報告をすべきものとされていることは認める。しかし、本件審決の排除措置等の具体的内容は、単に主文の記載ないし趣旨のみならず、理由中の認定事実、法令の適用等をも総合勘案すれば、おのずから明らかであり、また、同種類似の事案において通常とられている排除措置等からも容易に知りうるところである。

13、同2、(3)、(vi)につき。否認する。但し、被告が、原告らに対し、

その承認申請を事実上却下するとともに、違反事実及び法令の適用を認めて措置を とることを要請する旨の修正案を提示したことは認める。

14、同2、(3)、(vii)につき。否認する。仮に審決後に違法状態が消滅 したとしても、これを審決取消の理由とすることは許されない。

一、まず、独占禁止法四八条により勧告審決を受けた者は、右審決取消の訴を提起しうるかどうかについて判断する。同条は、公正取引委員会が同法違反の行為があると認める場合には、当該違反行為をしている者に対し適当な措置すなわち同法違 反の行為を排除するために必要な措置(以下排除措置という。)をとるべきことを 勧告し、その者が右の勧告を応諾すれば審決をもつて当該勧告と同趣旨のことを命 じうるとしているところ、これは排除措置を被勧告人の自主的履行に委ねるのでなく、法的強制の対象とすることによりその実効性を確保しようとするものであつ 右審決を受けた者は、当該審決の名宛人としてこれにより自己の権利または利 益を害されるべき地位にあり、その取消の訴を提起しうることは当然であつて、同 法の明文上もこれを別異に解さなければならないもめはない。けだし、右勧告は、 事実及び法令の適用、違反行為を排除するための具体的措置を記載した勧告書の謄 本の送達によりなされるものであつて(公正取引委員会の審査及び審判に関する規 則二〇条)、この勧告を応諾することは、直接には右勧告書の主文に掲記された排除措置をとることを認諾するもので、これに伴いその前提となる公正取引委員会が 勧告書に記載して指摘する違反事実及び法令の適用についても敢えて争わない趣旨 を表明するものではあるが、それ以上に審決取消訴訟を提起する権利までも放棄す る意思を表示したものとは解しえないからである。従つて、応諾により勧告審決を 受けた者は、当該審決の取消訴訟において、自ら争わないとした違反事実の存否及 び排除措置の適否を争い、これをもつて審決取消の事由とすることは許されず、こ のような取消事曲を主張するにとどまる場合は、請求は棄却されることになるとい うにすぎず、訴そのものを不適法として却下されることはないのである。事実の存 否、法令の適用及び排除措置の適否を争いえないからといつて、それは取消事由の 主張の範囲が制限され、事実上それたけ審決取消の機会が少なくなるというだけであって、かような訴が原告らになんらの利益をもたらすものではないということにはならない。この点に関する被告の本案前の主張は理由がない。

二、被告が、昭和四九年二月五日原告らを含む石油製品の元売業者一二社に対し独生ないははは、日本の元本がまる。

占禁止法違反の行為があるとし、公正取引委員会昭和四九年勧第六号独占禁止法違 反事件として、同法四八条一項により別紙(一)記載のとおりの勧告をし、原告ら がこれを応諾したので、同月二二日同条三項により原告らに対し別紙(二)記載の とおりの審決をし、その頃原告らに対し同審決書の謄本が送達されたことは当事者 間に争いがない。

原告らは右審決の取消原因として種々の事由を挙げているので、以下順次これらに つき判断に加えることとする。 (一) 応諾の錯誤による無効について

原告らは、本件応諾ののち原告らは、被告より、本件勧告書記載の違反事実につき 告発を受け、また、本件勧告書主文掲記の周知徹底の方法に関し相当と思料する文 案につき承認を拒否されているが、原告らが本件勧告を応諾したのは、右のように 告発を受けたり、承認を拒否されることはないものと信じたためであるから、右の 応諾の意思表示はその要素に錯誤があり無効であると主張し、原告らがその主張の とおり告発を受けたこと及び原告らの申請した周知徹底の方法に関する文案につき 被告の承認が得られなかつたことは当事者間に争いがない。

しかしながら、応諾は審決という行政行為の前提または条件をなす被勧告人(私 人)の公的行為であるところ、このような私人の行う公法行為につき民法九五条の 研り、このような私人の行うなが行為につき民伝の出来の 錯誤の規定がそのまま類推適用されるかどうかは、公法行為の形式的確実性の要請 の観点から、問題の存するところであるが、一応これが肯定されるとしても、原告 らが本件応諾をなすに至つた事情として主張するところはいずれもその動機に過ぎ ず、このような動機の錯誤は、右の動機が相手方に対し表示されたときにはじめて 意思表示の内容の錯誤となり、要素の錯誤となるものと解すべきであつて、本件に おいては、原告らも右の動機を相手方たる被告に対し明示したと主張しているわけ ではなく、また、原告らの主張するようにこれを黙示的に表示したものと解するの も困難であるから、原告の本件応諾の意思表示に要素の錯誤があるものとは到底認 められない。従つて、本件応諾が無効であるとする原告らの主張は失当である。

(二) 応諾の撤回について

原告らは、応諾はこれに基づく審決に対する取消訴訟の事実審の口頭弁論終結時に 至るまでその自由な撤回が許されると主張する。

しかし、独占禁止法四八条の応諾が、同条の審決の前提または条件をなす被勧告人の行為であつて、私人の行う公法行為にほかならないことは前述のとおりであるるころ、このような私人の行為の撤回は、その私人の行為に基づきこれに対応するでは、原則として自由になしうるものというべきであるが、でに行政行為がなされたのちは、行政関係を不安定、不確実ならしめるものとして許されないと解すべきである。特に勧告審決は被告がその準司法的権限に基づいて行うものであつて、かかる審決がなされたのちにおいても応諾者は自由にその応諾行うものであって、かかる審決がなされたのちにおいても応諾者は自由にその応諾を撤回しうるとするならば、勧告審決の制度はその根底から覆されることとなるから、応諾に基づき審決がなされたのちは、審決の確定前であつても、もはや応諾の撤回は許されないといわなければならない。

なお、原告らは、被告は本件審決に基づく周知徹底の方法に関する原告らの承認申請を不当に拒否しているが、これは原告らが本件応諾をした条件に反するから、当然右の応諾の撤回は許さるべきであると主張するけれども、それは結局原告らが本件応諾をなすに至つた動機に齟齬があるというに帰着するものと解されるが、本件勧告書の内容を点検すれば、原告ら指摘の点はすでに勧告書の事実及び法令の適用の記載にあらわれており、本件勧告の内容となつていないとはいい難いから、この点に齟齬があつたとして審決後の本件応諾の撤回ないし取消を許すべぎ理由とすることはできない。

(三) 勧告前の調査の不公正について

原告らは、本件勧告前の審査の段階において被告は公正かつ十分な調査を行つていないと主張するが、それは結局違反行為の存在を争うことに帰着するものと解され、このような主張の許されないことは後に述べるとおりであるのみならず、原告 t 株式会社を含めて原告らは被告の勧告をそのまま応諾しているのであつて、その後に右勧告前の調査の不公正を主張するのは失当といわなければならない。

(四) 勧告審決手続採用の違法について 1 原告らは、本件のように刑事事件として原告らを告発しているような事案については、正式審決の手続により原告らに十分な主張、立証の機会を与えるべきであって、勧告審決の手続により原告らから右の機会を奪うことは許されないと主張する。

1 次に、原告らは、被告は、独占禁止法違反の行為につき勧告を応諾した者に対しては同一違反行為につき告発をしない行政慣行があるにもかかわらず、これに反して本件勧告を応諾した原告らを告発しているから、本件審決は違法であると主張し、被告が昭和四九年二月一九日本件勧告書記載の違反行為につき原告らを告発したこと及び被告が、本件を除き、従来勧告審決を行つた応諾者に対し勧告の理由とされた同法三条違反の行為につき告発をした例のないことは、被告の認めるところである。

しかしながら、同法七三条一項は「公正取引委員会は、この法律の規定に違反する

犯罪があると思料するときは検事総長に告発しなければならない。」と規定しているけれども、被告は、その行政目的の見地より、その裁量に従い事案に応じて告発 するかどうかを決すべきものと解されるから、被告が右の裁量によりたまたま前記 のように告発をしたことがないからといつて、直ちにすべて勧告を応諾した同法三 条違反の行為をした者に対し告発をしないとの行政慣行があるとするのは速断のそ しりを免れないのみならず、仮に右のような行政慣行があるとしても、勧告に対す る応諾があつた以上、これに基づき審決をすることはむしろ当然であつて、原告ら のいうところは、ひつきよう、告発の妥当性を問題とするにすぎず、審決を不当、 違法ならしめる理由とすることはできない。 3 更に、原告らは、被告は原告らを告発する目的で本件勧告審決の手続を利用し

たものであるから、本件審決は違法であると主張する。

しかしながら、独占禁止法は、同法違反の行為があれば、審決という行政手続に基 づき排除措置を命ずることにより直接公正かつ自由な競争秩序の回復をはかるとと もに必要があれば刑事手続による制裁をもつて臨むこととしているのであつて、右 の排除措置命令と刑事上の制裁は両両相俟つて独占禁止法の実効性を担保するもの であるから、被告が原告らに対し本件勧告審決の手続を進めると同時に本件告発の手続を進めたからといつて、なんら異とするに足らず、これをもつて違法と目すべ き理由は毫もなく、本件審決の手続がもつぱら告発を有利ならしめるために用いら れたとする非難はあたらない。

違反行為の不存在について (五)

原告らは、本件勧告書ないし審決書に記載された独占禁止法違反の行為はもともと

存在しないから、本件審決は違法であると主張する。しかし、そもそも独占禁止法四八条の勧告審決の制度は、被告が同法違反の行為があると認めた場合に違反行為者に対し排除措置をとるべきことを勧告し、その応諾 があれば、審判手続による違反事実存否確定の手続は必要ないものとしてこれを経 ることなく、勧告と同趣旨の審決をし、もつて事件の簡易、迅速な決着をはかるも のであるから、勧告を応諾した者が違反行為の不存在を理由に審決の違法を主張し てその取消を求めることは、それ自体矛盾であつて、まさに勧告制度の趣旨に反 し、これを無意味ならしめるものとして到底許されないところである。原告らは、勧告審決の取消訴訟において違反事実の存否を争うことが許されないとすれば、実質的には行政機関たる被告が終審として裁判を行う結果となり、憲法七六条に違反 するというけれども、このように違反事実の不存在を審決取消の事由となしえない とされるのは、原告らが、その自由な選択により本件勧告を応諾して、違反行為の 存否につき争うことをやめ、審判手続によるその確定の機会を放棄したことによる ものにほかならず、従つて、憲法七六条違反の主張は採用できない。 (六) 実質的証拠の欠缺について

原告らは本件審決には審決の基礎となつた事実を立証する実質的な証拠がないと主

張する。 しかし、勧告審決に対しては違反事実の不存在を理由として審決の取消を求めることのできないことは前述のとおりであり、これと同様に審決の基礎となつた事実を 立証する実質的な証拠のないことをもつて審決の取消を求めることも許されないと 解すべきである。けだし、勧告は、公正取引委員会が一定の独占禁止法違反の行為 があると認めるとき、違反行為をしている者に対し一定の排除措置をとるべきことを勧告するものであり、これに対する応諾は、直接にはその勧告にかかる排除措置をとることを内容とするものではあるけれども、勧告が違反行為の存在を前提と可 るものである以上、応諾もまた前提たる違反行為の存在につき争わない趣旨を表明 するものというべきであつて、この故に違反行為の存否については審判手続によつ てこれを立証することを不必要とするものであるから、勧告審決に対しその実質的 な証拠の欠缺をもつて違法と主張することはそもそも制度の本旨に矛盾するもので な証拠の人談をもって建法と主張することはてもても制度の本質に矛盾するものであるからである。独占禁止法八二条一号は、審決の基礎となつた事実を立証する実質的な証拠がない場合を審決取消事由の一としており、当該審決の種類について明文上特段の限定はしていないけれども、ここにいう審決は、公正取引委員会が審判開始決定をし、審判手続を経て証拠により事実を認定し、法令を適用して、一定の排除措置を命ずる正式審決をいうもにあることは、事の性質上おのずから明らか である。更に、同法七八条は、審決に対する取消の訴の提起があつたときは、裁判 所から公正取引委員会に対し当該事件の記録の送付を求めるべきことを規定してい るが、この事件記録は、裁判上証拠の有無ないし新しい証拠の要否が判断される場 合に備えて、裁判上証拠となるべきものを指すのであつて、結局公正取引委員会が

審判を開始したのちにする審判手続についての記録をいうものであるところ(当庁 昭和四三年(行ケ)第一四八号、昭和四六年七月一七日判決行政事件裁判例集二 巻七号一〇二 二頁参照)、本件については審判手続を経ていないのであるから、そ の意味において裁判所に送付すべき事件記録はなく、そのことは、勧告審決につい て実質的な証拠の有無が裁判所により判断されることがないことを前提として、は じめて理解されるところである。この点に関する原告らの主張は失当といわなけれ ばならない。

(七) 事実認定の違法について

原告らは、勧告審決にあたつては、違反行為を確定する手続が予定されていないから、被告は違反事実認定の権限を有しないというべきところ、本件審決書に、その 認定した違反事実を記載し、更に、本件審決の主文と無関係な違反事実を併記して いるのは違法であると主張する。

しかし、もとより被告が勧告審決の前提としてなす勧告は、被告において、必要な 調査を経て(独占禁止法四六条)、しかるべき証拠に基づき同法違反の行為がある と認める場合に、許されるのであるから(同法四八条一項)、被告が、その命ずる 排除措置の基礎となる違反事実を、みずからの調査と被勧告人の応諾とにより認定 したところに従つて明示するのは、当該排除措置を理由づけるものとして当然のこ とであり、同法五七条はこれを被告に義務づけているのである。また、勧告審決の 手続においては、違反行為の存在の確定につき慎重な手続が保障されず、事後審査 の途もないから、憲法三一条に違反するとの原告らの議論は、前述のとおり被勧告人が勧告を応諾することにより、違反行為の存否につき争うことをやめ、審判手続の機会を放棄していることを忘れた議論であつて、その理由のないことは明らかである。なお、本件審決書にその主文と直接関係のない原告らの違反行為が記載される。 ていることは当事者間に争いのないところであるが、右の記載は、主文と対照すれ ば、単なる事情として付記されたものと認められ、このような事情の記載があるか らといつて、本件審決を違法ならしめるものでないことはいうまでもない。

(八) 違反事実摘示の不備について

原告らの主張するところは、要するに、本件審決にはその認定事実において本件石 油製品販売価格の引上げに関する決定が実質的に競争を制限した一定の取引分野を 確定しない違法があるというにあるものと解される。 しかしながら、独占禁止法二条六項にいう一定の取引分野とは競争を実質的に制限

する行為が及ぼす影響の範囲に関係づけて認識されるべき業種上及び地域上の一定 範囲の市場を意味するものと解されるところ、本件審決がその認定した事実として 配囲の 市場を息味するものと解されるとこう、本件食べかての認定した事実として 摘示するところによれば、原告らを含む元売一二社は、それぞれ、審決書記載の肩 書地に本店を置き、石油製品の販売業を営む者であつて、これら元売一二社の石油 製品のそれぞれの販売量の合計はいずれも我が国における当該製品の総販売量の大 部分を占めるものであるところ、右元売一二社は、その取引に係る審決書記載の揮 発油ほか七品目の石油製品の販売価格につき本件値上げの決定をし、これを実施す ることにより我が国における石油製品の販売分野における競争を実質的に制限して いるというにあることは、当事者間に争いがないから、その取引の態様及び地域的 関係からして、元売会社がその石油製品を全国的規模において販売する右石油製品 販売市場をここにいう一定の取引分野としていることはおのずから明らかであつ て、前記一定の取引分野の確定につきなんら欠けるところはない。

(九) 審決主文の不特定について 原告らは、本件審決の主文第二項は原告らのとるべき周知徹底の方法を被告の承認 するところにかからしめ、また、同第三項は原告らのなすべき報告を被告の指示す るところによらしめているが、右の承認及び指示については本件審決自体において なんらそのよるべき基準が示されていないから、その具体的内容は被告の恣意により決せられることとなり、結局右の主文第二、第三項はいずれもその内容が不特定

であると主張する。
しかし、一般に、行政行為の内容を確定するにあたつては、その文言の形式のみにとらわれず、通常人の合理的解釈に従い合目的的な判断により決すべきことは当然 であつて、審決についてもこれを別異に解すべき理由はなく、しかるときは、右の 承認または指示についても、本件排除措置の内容ないし目的、同種類似の事案にお ける通常の例等を勘酌し、社会通念に従つてこれを合理的に解釈すれば、その具体 的内容はおのずから確定されるはずである。万一原告らのとろうとする方法が窮極 において被告の承認するところとならないことの故をもつて原告らが審決違反の責 任を問われることとなれば、その当否は当然裁判所の判断を受けることとなり、裁

判所はその内容を客観的に確定しうるものというべきであるから、その決定が決して被告の恣意に委ねられているわけのものでないことは明らかである。従つて前記 主文の内容が不特定であるとする主張は失当である。

(-0)応諾の範囲の逸脱について

原告らは、被告が原告らに対して要求している本件審決の主文第二項に基づく周知 徹底の方法の具体的内容には原告らの応諾していない認定事実が含まれているか ら、右第二項は原告らの応諾した範囲を逸脱しているといい、また、右主文第二項 は、原告らがとるべき周知徹底の方法につきその具体的内容の決定を被告の一方的な恣意に委ねているから、相当な範囲を逸脱していると主張する。

しかしながら、原告らの主張するように被告が周知徹底の方法の具体的内容に原告 らの応諾した範囲外の認定事実を含めることを要求しているものと解し難いことは 前述のとおりである。また、右主文第二項が原告らのとるべき周知徹底の方法の具 体的内容につきその決定を被告の恣意に委ねているものと解すべきでないことばす でに述べたとおりである。従つて、この点に関する原告らの主張は失当である。 (二) 違反行為のその後の消滅について 原告らは、少くとも現在原告らの違反行為は存在しなくなつているから、本件審決

は取消さるべきであると主張する。

しかし、一般に行政処分の取消訴訟においては、特段の法の定めがない限り、当該 処分のなされた時を基準として処分が違法であるかどうかを判断すべきであつて、 処分後の事情の変更はこれを考慮すべきでないと解するのが相当であり、審決取消 の訴訟についても別異に解すべき根拠はない。もつとも、独占禁止法はその六六条 「項において「公正取引委員会は、経済事情の変化その他の事由により、当該審決 を維持することが不当であつて公共の利益に反すると認めるときは、審決を以てこれを取り消し、又は変更することができる。」と規定しているけれども、これは、 行政機関たる被告に対し審決の取消または変更の権限を認めたものにすぎず、審決 取消の訴訟に関するものでないことは右規定の文言上明らかであるから、前記特段 の定めにあたらないことはいうまでもない。本件審決後の事情の変更を考慮すべき ものとする原告らの主張は失当である。

従つて、原告らが本件審決の取消事由として主張するところはすべて理由がないと いわなければならない。

三、以上の次第であるから、本件審決の取消を求める原告らの本訴請求はいずれも 失当として棄却を免れない。

よつて、訴訟費用の負担につき民事訴訟法八九条、九三条を適用し、主文のとおり 判決する。

(裁判官 安村和雄 浅沼 武 真船孝允 鈴木重信 園部逸夫)

別紙(一)別紙(二) (省略)

昭和四十九年(勧)第六号 審決

東京都千代田区〈以下略〉

r株式会社

右代表者 代表取締役

東京都港区<以下略>

s 株式会社

右代表者 代表取締役

b

東京都千代田区<以下略> t 株式会社

右代表者 代表取締役

東京都中央区<以下略>

u 株式会社 右代表者 代表取締役

d

大阪市<以下略>

v 株式会社

右代表者 代表取締役

東京都千代田区<以下略> w株式会社 右代表者 代表取締役 東京都中央区<以下略> z株式会社 右代表者 代表取締役 東京都千代田区<以下略> P 1 株式会社 右代表者 代表取締役 東京都港区<以下略> P 2 株式会社 右代表者 代表取締役 東京都千代田区〈以下略〉 P 3 株式会社 右代表者 代表取締役 東京都千代田区〈以下略〉 P 4 株式会社 右代表者 代表取締役 k 東京都中央区〈以下略〉 P 5 株式会社 右代表者 代表取締役

(原裁判等の表示)

公正取引委員会は、昭和四十九年二月五日、右の者らに対し、私的独占の禁止及び 公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)第四十八条第一項の 規定に基づき勧告を行なつたところ、右の者らがこれを応諾したので、同条第三項 の規定に基づき、次のとおり当該勧告と同趣旨の審決をする。

〇 主文

- 一 r株式会社、s株式新社、t株式会社、u株式会社、v株式会社、w株式会社、z株式会社、P1株式会社、P2株式会社、P3株式会社、P4株式会社及びP5株式会社は昭和四八年一一月上旬ごろに行なつた石油製品の販売価格の引上げ に関する決定を破棄しなければならない。
- 前記一二社は、次の事項を石油製品の取引先及び需要者に周知徹底させなけれ ばならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受け なければならない。
- 前項に基づいてとつた措置 前記一二社は、今後、共同して、石油製品の販売価格を決定せず、各社が それぞれ自主的に決める旨
- 三 前記一二社は、石油製品の購入量、販売量、在庫量及び販売価格を当委員会の 指示するところに従い、昭和四九年二月以降一年間、当委員会に報告しなければな
- 四 前記一二社は、第一項及び第二項に基づいてとつた措置を、すみやかに、当委 員会に報告しなければならない。

〇 事実

当委員会が認定した事実は、次のとおりである。

一 r株式会社(以下「r」という。)、s株式会社(以下「s」という。)、t株式会社(以下「t」という。)、u株式会社、v株式会社、w株式会社、z株式 会社、P1株式会社、P2株式会社、P3株式会社、P4株式会社及びP5株式会 社の一二社(以下「元売一二社」という。)は、それぞれ肩書地に本店を置き、石油製品の販売業を営む者であり、元売一二社の石油製品のそれぞれの販売量の合計 は、いずれも我が国における当該製品の総販売量の大部分を占めている。

- 二 (一) イ 元売一二社は、昭和四七年一一月下旬ごろ、東京都千代田区所在の石油連盟(以下「石連」という。)会議室で開催した営業担当役員らの会合等において、いわゆるテヘラン協定により、同四八年一月から原油の購入価額が引き上げられること等に対処するため、石油製品の品目別引上げ額を検討した結果、石油製品の販売価格を一キロリツトル当り、同四七年一〇月の販売価格より、次表の引上げ額を目標として、揮発油を除く製品については同四八年一月一日から、揮発油についてに同月一六日から、それぞれ引き上げることを決定した。 <略>
- ロ 次いで、元売一二社は、昭和四八年一月上旬ごろ、前記石連会議室で開催した営業担当役員らの会合等において、いわゆるリヤド協定により、同四八年一月から原油の購入価格が引き上げられること等に対処するため、前記イの石油製品の品目別引上げ額の修正を検討した結果、石油製品の品目別の販売価格を一キロリツトル当り、同四七年一〇月の販売価格より、次表の引上げ額を目標として、揮発油を除く製品については同四八年二月一日から、揮発油については同月一六日から、それぞれ引き上げることを決定した。 <略>
- (二) 元売一二社は、昭和四八年五月一四日、東京都港区所在の s 会議室で開催した営業担当役員らの会合において、いわゆるジュネーブ協定により、同年四月から原油の購入価格が引き上げられたこと等に対処するため、灯油等の石油製品の引上げ額を検討した結果、石油製品のうち、灯油、軽油、A 重油及びB 重油の販売価格を一キロリツトル当り、同年六月の販売価格より、次表の引上げ額を目標として同年七月一日から引き上げることを決定した。 <略>
- 次いで、元売一二社は、同年六月下旬ごろ、前記石連会議室で開催した営業担当役員らの会合において、前記決定の実施期日について再度検討した結果、前記期日を同年八月一日とすることを決定した。
- 同年八月一日とすることを決定した。 (三) イ 元売一二社は、昭和四八年八月二七日、前記石連会議室で開催した営業担当役員らの会合において、いわゆる新ジュネーブ協定により同年六月、同年七月及び八月から原油の購入価格が引き上げられ、同協定により更に同年一〇月から原油の購入価格が引き上げられること等に対処するため、石油製品の品目別引上げ額を検討し、次いで、同年九月上旬ごろ、前記石連会議室で開催した営業担当役員らの会合等において検討した結果、石油製品の販売価格を一キロリツトル当り、同年六月の販売価格より、次表の引上げ額を目標として、同年一〇月一日(但し、揮発油は同年一一月一日)及び同四九年一月からの二回にわたつて、それぞれ引き上げること及び同四九年一月からの石油製品の引上げ額については、今後の原油の購入の動向により修正することを決定した。
- □ 次いで、元売一二社は、昭和四八年一〇月上旬ごろ、東京都千代田区所在の r 会議室で開催した営業担当役員らの会合等において、前記決定の、同月一日からの C 重油の一キロリツトル当りの引上げ額二〇〇円を、四〇〇円とすることを決定した
- ハ 更に、元売一二社は、昭和四八年一〇月六日の第四次中東戦争のぼつ発に伴い、産油国が原油供給量を削減すること及び同月一六日から新公示価格制度を採用することを表明したこと等に対処するため、同月二九日に前記石連会議室で開催した営業担当役員らの会合等において、同年一一月上旬ごろ、前記石連会議室で開催した営業担当役員らの会合等において、前記イ及び口の石油製品の品目別引上げ額の修正を検討した結果、石油製品の品目別の販売価格を一キロリツトル当り、同年六月の販売価格より、次表の引上げ額を目標として、揮発油を除く製品については同年一一月中旬から、揮発油については同年一二月一日から、それぞれ引き上げることを決定した。<m>
- (四) しかして、元売一二社は、前記二の(一)、(二)及び(三)の各決定に基づき、おおむね前記石油製品の販売価格を引き上げている。三 (一) t を除く元売一一社(以下「元売一一社」という。)は、自動車用揮発油(以下「自揮油」という。)の市況維持のため、昭和四八年四月五日、前記s会議室で開催した自揮油の販売担当課長らの会合において、自揮油の販売量を検討した結果、イ 石連の需要専門委員会で月別に策定した、自揮油の全需要量に一〇二・五パーセンーを乗じた数量から、P6株式会社及びP7株式会社の販売量として、一五・三六一パー

セントを控除した数量を、元売一一社の月別合計販売量とすること ロ 前記月別合計販売量に、自揮油の販売担当課長らの会合で定めた石連におかれ た支部の地区別販売比率を乗じて算出した数量を、同地区別の月間総販売量とし、 これをもとに石連各支部において、各支部ごとに元売――社のそれぞれの販売実 績、給油所数、販売量の伸び率等を勘案して、元売ーー社のそれぞれの月別販売量 を決定すること

ハ 前記月別販売量を超過して販売した場合の制裁措置は、石連各支部に一任する

前記月別販売量の未達分の翌月分への繰越しは、認めないこと 等を決定したうえ、同四八年四月から同年六月までの石連各支部別の自揮油の販売 量を別紙一のとおり決定した。

元売一一社は、昭和四八年六月ごろ、前記 r 会議室で開催した自揮油の販 売担当課長らの会合において、同年七月から同年九月までの自揮油の販売量を、同 年九月ごろ、前記r会議室で開催した自揮油の販売担当課長らの会合において、同 年一〇月から同年一二月までの自揮油の販売量をそれぞれ検討した結果、いずれも 前記(一)のイから二までの決定を踏襲することとしたうえ、石連各支部別の同年 七月から同年九月までの自揮油の販売量を別紙二のとおり、同年一〇月から同年一

しかして、元売一一社は、前記各決定に基づき、昭和四八年一二月まで自 (三) 揮油の販売数量を制限してきた。

法令の適用

右の事実に法令を適用した結果は、次のとおりである。

二月までの自揮油の販売量を別紙三のとおり、いずれも決定した。

元売一二社は、共同して石油製品の販売価格の引上げを決定し、これを実施するこ とにより、公共の利益に反して、我が国における石油製品の販売分野における競争 を実質的に制限しているものであつて、これは、独占禁止法第二条第六項に規定す る不当な取引制限に該当し、同法第三条後段の規定に違反するものである。

よつて、主文のとおり審決する。 昭和四一九年二月二二日

昭和四一九年二月二

公正取引委員会

委員長 m

委 員 n

委 員 0

委 員 р

員 q

<略>